

平成26年4月から、使用済み小型家電の拠点回収が始まります

# 小型家電のリサイクルにご協力ください

お問い合わせ 市役所環境対策課 廃棄物対策係 ☎63-3113

市では小型家電リサイクル法（平成25年4月施行）に基づいて、平成26年4月から新たなリサイクルの取り組みとして、市役所本庁、各支所・行政サービスセンター・連絡所など市内19か所に回収ボックス等を設置し、一般家庭にある使用済み小型家電の回収を始めます。

使用済み小型家電には、金、銀、白金などの貴金属や、精密機械の部品として有用なレアメタルが含まれています。限りある資源を有効に活用するため、回収にご協力をお願いします。

回収した小型家電は、市内の障がい者福祉サービス事業所で分解された後、再生事業者に送られます。  
※従来どおり燃えないごみ等として出すこともできます。

## 回収する品目

### 国が小型家電リサイクル法で定める28品目

㊦携帯電話・PHS、パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・MDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機、ICレコーダー、リモコン、ETC車載ユニット、カーナビ、電卓、電子手帳、電気かみそり、電話機など



## 出すときの注意

- 個人情報が含まれるものは、個人情報を消去してから出してください。
- 電池類は抜き取ってください。
- 一度投入したものは返却できません。
- 従来どおり燃えないごみ等としても出すこともできます。

## 回収できないもの

- 家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- その他（電球、電池、蛍光灯、ライター）  
※電池、蛍光灯は有害ごみ等を出してください。

## 小型家電回収拠点一覧

施設名	電話番号	回収時間
両津支所市民課	27-2111	月～金 (祝日除く) 8:30～ 17:30
海府連絡所	26-2228	
岩首連絡所	28-2002	
相川支所市民課	74-3111	
高千連絡所	78-2629	
佐和田行政サービスセンター	57-2111	
市役所本庁	63-3113	
新穂行政サービスセンター	22-3111	
畑野行政サービスセンター	66-3111	
松ヶ崎連絡所	67-2001	
真野行政サービスセンター	55-3111	
小木行政サービスセンター	86-3111	
羽茂支所市民課	88-3111	
赤泊行政サービスセンター	87-3111	
あんずの家(両津湊343-46)	23-3303	月～土 8:30～ 16:30
まつはらの家(八幡町303-2)	52-4744	
両津クリーンセンター	24-1700	
佐渡クリーンセンター	52-3336	
南佐渡クリーンセンター	86-2373	

## 回収方法

### ◆拠点回収 回収場所

市内16か所（市役所本庁、各支所・行政サービスセンター・連絡所、障がい福祉サービス事業所）に専用の回収ボックスを設置し回収します。

#### 回収品目

回収ボックスに入る大きさ（おおむね縦15cm×横35cm×奥行20cm以内）のもの

### ◆持ち込み 回収場所

各クリーンセンターの指定された場所

#### 回収品目

回収ボックスに入らない大きさのもの  
※回収ボックスに入るものも出せます

